

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収記載例)

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市町村長 殿 ×× 年〇〇 月△△ 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3												
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ												
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事												
		代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎												
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

特別徴収義務者指定番号	12-34567	※市町村ごとに異なります
宛名番号	1234	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)	
異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長期欠勤	異動後の未徴収税額の徴収 ① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)
退職した年の1月から退職時までの給与支払額	円 1,200,000	控除社会保険料額 円 60,000

◎給与のなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。 2. 異動が××年××月××日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定		
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
	・	円	円
	・	円	円
異動者印	・	円	円

一括徴収できない理由 (○をしてください) 1. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額	※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が〇〇万円以下) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない) 業主のみ対象)
新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。	11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	98-76543	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	庶務課社員係	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		氏名	特徴 進		
フリガナ	マルバツフンサン カブシキガイシャ		電話	111-111-1111 (内線 222)		
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎					

御注意
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。(五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)
3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。前勤務先へ送付願います。
また、「給与所得者」の欄の「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
「住所(居所)又は所在地(課税地)」の市町村長に送付してください。